

財 関 第 252 号
平成 28 年 2 月 25 日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 佐川 宣寿

指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、平成 28 年 2 月 28 日から、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて」（平成 19 年 3 月 30 日財関第 409 号）は廃止する。